

## 11. 米の品種等の表示におけるDNA鑑定の導入について

(3) 現在の農産物検査による目視の方が、DNA鑑定より優れていると考えるのか見解を伺いたい。

併せて、過去において種子段階における異種混入が発覚しているが、この解消は目視検査では不可能であり、DNA鑑定による精度の高い検査が必要となると考える。

よって、農産物検査においては、消費者への表示への信頼性の向上のため、種子段階も含めて、早期にDNA鑑定を導入すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

品種については、DNA鑑定により判別をすることは当然可能であるが、産地、産年については、DNA鑑定では判別できない。

したがって、精米等に「産地・品種・産年」を表示するためには、品種をDNA鑑定で判別したとしても、産地、産年について別の手法により証明することが必要となる。

このため、現行の農産物検査による証明と比べ、費用負担などの面で課題が多いのではないかと考えている。